

<p>して、将来の地方負担額相当分を地方公共団体が単独で基金として積み立てる場合</p>	<p>は不可。) 取り崩し目的及び期間は、地方消費者行政活性化交付金等による基金の取扱いに準じる。</p>
--	---

また、基金を交付金の交付対象事業として実施計画に掲載する場合は、基金の用途等に関する計画を別葉の様式（以下「基金調べ」という。）に記入して提出する必要があること。

3. 地域活性化・経済危機対策実施計画の作成と提出について（制度要綱第3関係）

(1) 実施計画への交付対象事業の掲載方法について

実施計画への交付対象事業（地方単独事業）の掲載方法について、同種の複数事業をまとめて一事業として実施計画に掲載することは差し支えありません。

なお、交付金は、実施計画掲載事業間での流用が可能な制度であることを踏まえ、入札減等不測の事態が発生しても交付金の有効活用が可能なよう、繰越しが見込まれる事業における財源構成を工夫してください。

(2) 「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」又は「その他」の別

各交付対象事業について、「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」又は「その他」のいずれに該当するかを明記してください。

(3) 地方再生戦略又は経済危機対策との関係

実施計画の事業概要欄において、各交付対象事業と「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合了承、平成 20 年 12 月 19 日改定。以下「地方再生戦略」という。）及び経済危機対策の各項目との関連性を明確に記述してください。具体的には、①地方再生戦略又は経済危機対策との関係性、②目的、③交付金を充当する経費内容を漏れなく記入してください。

また、この事業概要欄の記述と関連して、「地方再生戦略との関係」欄及び「経済危機対策との関係」欄に記入要領に示す該当記号を1つ記入してください。（いずれか一方でもかまいません。）

(4) 公営企業会計等による事業の取扱い

公営企業会計による事業を実施する場合は、実施計画の様式中、事業名欄には「病院事業会計繰出・補助」などと記入し、事業概要欄の「③交付金を充当する経費内容」には、具体的な会計名を明記の上、実施する事業内容を記載してください。

（例）③〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇工事に要する費用を交付対象経費とする。）

なお、交付金は地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることとなるので留意してください。

(5) 実施期間

国庫補助事業等は、平成 21 年度第 1 次補正予算計上分の執行予定期間（平成

22年3月まで)、地方単独事業は、平成21年4月から平成22年3月までの期間を記載してください。なお、交付金については、国の予算上、繰越明許費とされています。地方公共団体において補正予算に計上した事業について、関係機関の承認を経て、交付金を財源として繰り越すことが可能です。

(6) 提出期限

実施計画の第一次提出期限は、平成21年6月30日12:00(厳守)とします(メールのみで可)。

第一次提出期限に提出する実施計画に対し、当室において審査は行いますが、その計画に基づく予算の移替えは行いません。しかしながら、早期の事業実施の観点から、この実施計画には、その時点において掲載可能な交付対象事業を極力掲載されるようお願いします。

なお、実施計画の最終提出期限は、別途通知します。

(7) 提出方法・提出先

実施計画の最終提出は、各都道府県を通じ、別紙2の該当の提出先まで、郵送及びメールの双方にて提出してください(第一次提出期限に提出する実施計画は、メールのみで可)。

なお、郵送の宛先住所は、〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6F 内閣府地域活性化推進担当室です(封筒の表にブロック名を朱書き願います。例)「東北圏」)。

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード(半角5桁)+_(半角アンダーバー)+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+“経”」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいで構いません。

例)メール件名:「01100_北海道札幌市経」「02000_青森県経」 など

ファイル名:「01100_北海道札幌市経.xls」「02000_青森県経.xls」 など

(8) 提出資料

提出資料は、実施計画及びチェックリストです。各様式は、別紙3のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。

① 実施計画:添付の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。基金を交付対象事業とする場合は、基金調べにも記入してください。

② チェックリスト:実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。

郵送版は、以下の様式に実施計画(基金調べを含む。※)を添付の上ご提出ください。

※ 該当する事業がある場合のみ。複数ページになる場合は両面印刷としてください。

地域活性化・経済危機対策実施計画の提出について

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱第3の規定に基づき、地域活性化・経済危機対策実施計画を提出します。

注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

4. 実施計画の変更について

提出期限後、実施計画の変更は原則として認めません。なお、予算の移替え後については、入札減により、交付対象経費の合計が、交付限度額を下回った場合は、交付事務の手続きに則り対応してください。また、事業進捗に合わせた同一国庫補助事業等間での国費の配分変更に伴う交付対象経費の増減の変更や入札減等に伴う交付対象事業の事業費の変更による実施計画の変更は不要です。

実施計画の提出に当たっては、チェックリストの活用等による確認、地方公共団体内の各部局間における情報共有を十分に図るなど、提出後の変更が生じないように、十分に留意してください。

5. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

制度要綱別紙の交付限度額の算式のうち、乗率 α は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める数値とします（乗率 α の確定値は、内閣総理大臣が別に定め、通知する予定ですが、見込値より大きくなる可能性があります）。

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの交付限度額の見込みは添付資料のとおりです。

実施計画の交付限度額欄には、この数値を記入の上、提出してください。

(1) 都道府県 $\alpha=1.2523007758$

(2) 市町村 $\alpha=1.0602218671$

6. 交付申請等について（制度要綱第6関係）

交付に関する事務は、予算の移替え先の府省において行いますので、交付申請等

は、各移替え先の府省に交付申請することとなります。なお、交付金の充当先は、実施計画掲載事業に限られますので留意してください。

<関係資料一覧>

別紙1 国庫補助事業と地方単独事業の取扱いについて

別紙2 各ブロック実施計画提出先リスト

別紙3 実施計画様式及びチェックリスト

別紙4 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 記入要領

添付資料 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 交付限度額見込み（平成21年5月19日）（略）

- ひとり親家庭等への支援の拡充
について

(別冊)

○ 社会的養護の拡充について

(別冊)

Ⅲ. 特定不妊治療について

